

宮崎県立看護大学FD・SD専門部会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 宮崎県立看護大学自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）に、宮崎県立看護大学FD・SD専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、本学職員の資質向上を図るための取組を実施するとともに、職員によるFD活動及びSD活動を支援する。

(任期)

第 3 条 部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の職務)

第 4 条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、委員会が指名する部会員がその職務を行う。

(定足数)

第 5 条 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 6 条 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第 7 条 部会長は、必要があると認める場合は、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

